

令和2年五所川原市教育委員会第1回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和2年五所川原市教育委員会第1回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第1号	令和2年1月24日	臨時代理の承認を求めることについて（消費税率及び地方消費税率の引上げ率等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（第1条、第5条、第9条及び第10条））	令和2年1月24日	原案可決
議案第2号	令和2年1月24日	五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	令和2年1月24日	原案可決
議案第3号	令和2年1月24日	令和2年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について	令和2年1月24日	原案可決
議案第4号	令和2年1月24日	五所川原市文化財保護審議会委員の委嘱について	令和2年1月24日	同意
議案第5号	令和2年1月24日	五所川原市教育委員会スポーツ顕彰受賞者の決定について（追加提案）	令和2年1月24日	原案可決
議案第6号	令和2年1月24日	五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者の決定について（追加提案）	令和2年1月24日	原案可決

令和2年五所川原市教育委員会第1回定例会会議録

日時：令和2年1月24日（金） 午後1時30分開会

場所：五所川原市本庁舎 3階 委員会室

◎議事日程

開会

- 第 1 会議録署名委員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 前回会議録の承認（令和元年第8回定例会）
 - 第 4 教育長の報告
 - 第 5 議案第1号 臨時代理の承認を求めることについて（消費税率及び地方消費税率の引上げ率等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（第1条、第5条、第9条及び第10条））
 - 第 6 議案第2号 五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 第 7 議案第3号 令和2年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について
 - 第 8 議案第4号 五所川原市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - 第 9 議案第5号 五所川原市教育委員会スポーツ顕彰受賞者の決定について（追加提案）
 - 第10 議案第6号 五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者の決定について（追加提案）
- 閉会

◎出席教育長及び委員（5名）

教育長	長 尾 孝 紀	
1 番	丁子谷	悟 委員
2 番	木 村 吉 幸	委員
3 番	三 瀉 洋 生	委員
4 番	奈 良 陽 子	委員

◎説明のため出席した職員（10名）

	教育部長	小 林 耕 正
教育総務課	課長	川 浪 生 郎
社会教育課	課長	大 沢 丈 徳
スポーツ振興課	課長	近 藤 達 也
学校教育課	課長	谷 川 龍 三
学校給食センター	所長	葛 西 一
図書館	館長	吉 田 秋 蔵
学校教育課	課長補佐	川 浪 学
社会教育課	課長補佐	棟 方 龍 峰
スポーツ振興課	課長補佐	毛 内 貴 郎

◎職務のため出席した職員（1名）

教育総務課	課長補佐	古 川 憲
-------	------	-------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が4名、定足数に達しております。これより令和2年五所川原市教育委員会第1回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。3番 三瀉委員、4番 奈良委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和元年第8回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第8回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告ですが、最初に教育委員の皆様にもご出席頂きました「令和2年五所川原市成人式」について報告し

ます。今年も成人の前日の日曜日である1月12日に開催しました。例年成人式は「オルテンシア」を会場に実施しておりますが、現在改修工事をしているため、今年は、「プラザマリュー」で実施することになりました。会場が狭いことから心配されましたが、準備等も順調に進み予定通りに開催することが出来ました。新聞等でも報道されておりますが、当日は対象者585名のうち、出席者は445名でした。式辞は、市長が海外出張のため、一戸副市長が述べております。式典では、トラブル等もなく無事に終了することが出来ました。来年度も「オルテンシア」が使用できませんので、今回同様「プラザマリュー」を予定しております。

二つ目として、1月9日に開催しました「第2回五所川原市立小中学校長会議」について報告します。年度初めの4月5日に教育委員の皆様にも出席頂き、「第1回五所川原市立小中学校長会議」を開催し、今年度の教育方針を校長先生方に伝達し、本市の教育施策の方向性や重点等を確認しました。今回の第2回目の私からの挨拶では、教育委員及び指導主事の学校訪問を通しての全体的な感想と学力向上に向けての課題等について、県学習状況調査の結果と今後の課題への取組について、「小学校スポーツ活動の方針と中学校運動部活動の方針」の策定について、「生徒指導の充実といじめ防止への取組」について、最後に教職員の服務規律の確保について話をしました。その後説明として、スポーツ振興課からは「小学校スポーツ活動の方針」について、学校教育課及び教育総務課からは「中学校運動部活動の方針」、「教職員の多忙化解消に係る取組」、「問題行動・不登校等の現状と課題」及び「小学校プログラミング教育」について説明がありました。次に協議では、主任から「五所川原市確かな学力向上プロジェクト」に関連し、全国及び県の学力学習状況調査の結果等について、及び「確かな学力向上プラン」検証のためのアンケート調査の分析結果等について、「話題提起」があり、来年度の取り組み方について、中学校学区ごとにグループ協議していただき方向性を確認しております。このことについては、新年度の4月6日に予定されている「令和2年度第1回五所川原市立小中学校長会議」で改めて確認する予定です。私からは以上です。

◎付議案件

○教育長

次に、日程第5 議案第1号「臨時代理の承認を求めることについて（消費税率及び地方消費税率の引上げ率等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（第1条、第5条、第9条及び第10条）」を議題といたします。本件について、担当課より説明願います。

○社会教育課長、スポーツ振興課長

議案第1号「臨時代理の承認を求めることについて（消費税率及び地方消費税率の引上げ率等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（第1条、第5条、第9条及び第10条）」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○木村委員

市民体育館、市浦体育館、克雪ドームといった体育施設の料金がほぼ値下げになっていますが、これらの施設はなかなか予約が取りづらい現状のなか、値下げにより他市町村からの利用申込が増え、さらに予約しにくくなるのではないかと考えています。このことについての対応策を考えているものでしょうか。

○スポーツ振興課長

克雪ドームについてですが、今年度から市内の方が予約を取りやすくなるよう運用を変えております。ただし、使用料の変更に伴う運用の変更はございません。各施設とも全面や1／2面の使用に対し、しっかりと明るくして使用する場合には値下げにはなりますが、実態としては使用料金を節約するために、照明を1／5しか利用せず多少暗い中で使用していることが多く、この場合の使用料は値上げになり、使用実績から考えますと実質的には値上げしたことになります。

○教育長

新料金は照明使用料込みのものになるのでしょうか。

○スポーツ振興課長

照明使用料込みの料金になります。

○木村委員

市外の方が利用した場合の料金は上がるのでしょうか。

○スポーツ振興課長

市内の方であっても、市外の方であっても料金は一緒です。

○木村委員

利用申込は早い者勝ちで決まるため、市外の方が先に利用申込した場合、後から市内の方が利用したくても申込できないことになり、使い勝手が悪いように思います。

○スポーツ振興課長

利用予約が重なった場合には、抽選や体育協会が調整を行っておりますので、全て早い者勝ちというわけではありません。

○教育部長

体育施設の利用サービスを提供するということに対して、市民とそれ以外で料金体系を分けているケースはほとんどありません。市民からの税金と投入した施設の利用でありますので、不公平感があることも理解できますが、施設の主たる目的はあくまでも広く利用させることでもあります。そのため、市民とそれ以外の方との間で何かしらの制限を設けることは難しいと考えております。それから特に克雪ドームの利用申込方法についてですが、従来は1日単位での予約を毎日受付し、希望日が重なった場合には、その都度抽選していました。現在では、月単位での予約に対し、月1回開催する抽選会において受付するように変更しており、これも希望日が重なった場合には抽選を実施しております。また、毎月第2、第4火曜日を市内団体に利用させるための枠として設定し、利用制限している日もございます。このように運用方法を変更したものの、例えば3ヶ月先の予約を市外の方が入れているために、市民が利用できないという状況は現在も残っておりますし、このことは市外、市内は関係なく起こるものであります。これまで指定管理している体育施設について、その多くを管理団体に委ねてきましたが、今後は施設管理や運営方法について、教育委員会として深く関わっていきたいと考えております。

○教育長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第6 議案第2号「五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします

す。本件について担当課より説明願います。

○スポーツ振興課長

議案第2号「五所川原市体育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第3号「令和2年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○学校教育課長

議案第3号「令和2年度五所川原市学校教育指導の方針と重点について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○奈良委員

P25 「特別な配慮を必要とする子供への支援」、「生活リズムの乱れや肥満傾向児童生徒の増加」などの課題が記載され

ていますが、これらは実際に増加して問題になっており、学校でも考慮しなければならないため記載したのでしょうか。

○学校教育課長

「特別な配慮を必要とする子供への支援」については、改訂前においても例示はしておりましたが、特別支援学級や普通学級に在籍する特別な配慮を必要とする子供が増加傾向にあることから、それらをまとめて表記するようにいたしました。それから最近ではスマートフォンの利用が進み、就寝時刻が遅くなり生活リズムが乱れている子供が多くなっているため、課題の1つとして記載しております。そして肥満傾向の記載は、平成29年度、平成30年度の当市の肥満傾向の実態が全国最下位である青森県の平均をさらに上回っていることデータがありましたので、取り上げたものです。

○三潟委員

肥満傾向にあるのは、体育活動がしっかりと実施されていないということも考えられるのでしょうか。

○学校教育課長

体育活動が原因となっているというデータはございませんが、運動機会が減少していることは現状としてあるかと思えます。

○丁子谷委員

P26 「児童生徒が協働的に学びに向かう集団」という表記がありますが、集団とはどのようなものなのでしょうか。

○学校教育課長

集団という定義については、学級集団であれば学級を構成する子供たちでありますし、班活動で共同して学習する集まりも集団として使われておりますので、このように表記しております。また、主体的・対話的で深い学びに関連して学び合う集団という語句が使われているのですが、当市では学びに向かう集団づくりが必要であるとの考えから、このように表記しております。

○丁子谷委員

P26 「健康で安全な生活を送るための基盤を培う」とありますが、誰が基盤を培うのでしょうか。

○学校教育課長

生活づくりの観点から、健康で安全な生活を送るための基盤を作る、食育や生活リズムに関する基盤を作る、学校全体で体力向上計画を見直すことで基盤を作る、家庭と連携して生活上の課題がある子供の問題点を明確にして健康で安全な生活基盤を作

るなど、いくつかの場面を想定し、学校において基盤を培うことにしております。

○教育長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第4号「五所川原市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○社会教育課長

議案第4号「五所川原市文化財保護審議会委員の委嘱について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に追加議案としまして、日程第9 議案第5号「五所川原市教育委員会スポーツ顕彰受賞者の決定について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○スポーツ振興課 毛内課長補佐

議案第5号「五所川原市教育委員会スポーツ顕彰受賞者の決定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に追加議案としまして、日程第10 議案第6号「五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者の決定について」を議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○社会教育課 棟方課長補佐

議案第6号「五所川原市教育委員会文化顕彰受賞者の決定について」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

「その他」として何かございませんでしょうか。

○教育総務課長

「五所川原市第2期子ども・子育て支援事業計画について」、報告する。

○教育長

他に何かございませんでしょうか。

○教育部長

「公共交通再編について」、報告する。

○教育長

他に何かございませんでしょうか。

○スポーツ振興課長

「物損事故について」、報告する。

○教育長

他に何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

ないようですので、これを持ちまして令和2年五所川原市教育委員会第1回定例会を閉会いたします。

午後3時34分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年1月24日

五所川原市教育委員会教育長

長 尾 孝 紀

五所川原市教育委員会委員 3番

三 瀨 洋 生

五所川原市教育委員会委員 4番

奈 良 陽 子

会議の書記 教育総務課長

川 浪 生 郎